

佐賀県告示第88号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成14年佐賀県告示第166号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義